

# 高等学校定時制課程等修学奨励金の貸与申請をされる生徒・保

## 護者の方へ

申請にあたっては、次のことに御注意ください。

### 1 修学奨励金について

高等学校定時制課程等修学奨励金は、貸付の奨学金です。給付されるものではありませんので、原則返還が必要となります。

ただし、貸付を受けられた生徒本人が高等学校を卒業された場合は、返還免除申請書と卒業証明書を京都府に提出することにより、返還が免除されます。

### 2 申請書の記入について

(1) 「申請者（生徒）」、「親権者又は未成年後見人」、「連帯保証人」の署名・押印欄につきましては、必ず、それぞれ本人が自筆で署名・押印いただきますようお願いします。

(2) 申請者が成人の場合は、「親権者又は未成年後見人」は空欄にしておいてください。

申請者が未成年の場合は、親権者等の方の同意が必要となりますので、必ず、「親権者又は未成年後見人」欄を記入・押印してください。

(3) 押印にあたっては必ず、朱肉で押印する印鑑を使用してください。

(4) ひとつの印鑑を2名以上で使わないでください。

### 3 連帯保証人について

(1) 連帯保証人には成人で有職者の方をお願いします。

(2) 連帯保証人は2名お願いしますが、そのうち1名は、生徒本人とは別生計の方をお願いします。

(3) 御両親以外の連帯保証人の方には、京都府から連帯保証人になられることについて確認の電話をさせていただくことがありますので、申請書には連絡が取れる電話番号を正確に記入いただくとともに、修学奨励金について、生徒と連帯して返還していただくことがある旨、あらかじめ説明いただきますようお願いします。

(4) 連帯保証人の方から連帯保証人となる意思確認ができない場合は修学奨励金の貸付を受けることができませんので御注意ください。

問い合わせ先

京都府立清明高等学校 事務室

電話番号 075-417-4031

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援担当

電話番号 075-574-7516